

中間前金払制度について

1. 制度概要

請負代金額が100万円以上の工事を対象として、既に受け取った前払金(上限、請負金額の4割)に加え、一定の要件を満たすことにより、出来高検査をすることなく、さらに2割の前払金を受け取ることできる制度です。

なお、本市においては、中間前金払と部分払の併用^(※)が可能となっております。

2. 請求するための要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (3) 出来高に相応する額が請負代金の額の2分の1以上であること

3. 請求手続き

中間前金払の請求手続きは、次のとおりです。

